

様式第 6 号

会 議 録

名 称	平成 2 6 年度第 5 回市川市高齢者福祉専門分科会	
議題及び議題毎の公開・非公開の別 ※非公開の場合は公文書公開条例第 8 条の項号を記載する	1 地域懇談会について（公開） 2 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成 2 7 年度～ 2 9 年度）骨子案について（公開） 3 その他（公開）	
開催日時場所	平成 2 6 年 1 1 月 4 日（火）午前 1 0 時～午前 1 1 時 3 0 分 市役所 3 階 第 5 の 1 委員会室	
出席者	委員	藤野委員、戸村委員、知久委員、松丸委員、横谷委員 （欠席者 伊藤委員、高田委員、塚越委員）
	事務局（所管課）	福祉部高齢者支援課
	関係課等	高齢者支援課、地域福祉支援課、介護保険課
傍聴区分	○可（0人）・不可	
会議の概要	※詳細別紙	
配付資料	≪配付資料≫ ・会議次第 ・分科会資料 5 地域懇談会について ・分科会資料 6 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成 2 7 年度～ 2 9 年度）骨子案	
特記事項		

様式第 6 号別紙

平成 2 6 年度第 5 回市川市高齢者福祉専門分科会会議録（詳細）

- 1 開催日時：平成 2 6 年 1 1 月 4 日（火）午前 1 0 時～午前 1 1 時 3 0 分
- 2 場 所：市役所 3 階 第 5 の 1 委員会室
- 3 出席者：藤野委員、戸村委員、知久委員、松丸委員、横谷委員  
（欠席者 伊藤委員、高田委員、塚越委員）  
市川市 鹿倉信一（高齢者支援課長）、野口栄一（地域福祉支援課長）、  
吉見茂樹（介護保険課長）、他担当課職員
- 4 議 事：（1）地域懇談会について  
（2）市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成 2 7 年度～2 9 年度）  
骨子案について  
（3）その他

《 配付資料 》

- ・会議次第
- ・分科会資料 5 地域懇談会について
- ・分科会資料 6 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画  
（平成 2 7 年度～2 9 年度）骨子案

## 【午前10時開会】

(事務局より配布資料の確認)

### 1 地域懇談会について

藤野会長： それでは、ただいまから平成26年度、第5回市川市高齢者福祉専門分科会を開催いたします。なお、会につきましては、市川市審議会等の会議公開に関する指針で、原則公開となっております。また、本日の議題の中で非公開とする内容はありませので、公開となります。傍聴者の方はいらっしゃいますか。

事務局： いらっしゃいません。

藤野会長： 本日は、傍聴者がいらっしゃらないということですので、議題に移りたいと思います。

会議次第に基づき、会議次第1 地域懇談会について、会議次第2 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、平成27年度から29年度の骨子案についてというのが、今回の議題となります。それでは、会議次第1につきまして、事務局よりご説明をよろしくお願ひします。

高齢者支援課長： おはようございます。高齢者支援課長です。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、会議次第の1 地域懇談会についてです。先週になりますけれども、10月28、29、31日の3日間、地域懇談会を行いました。その結果の概要につきまして、担当者から説明をさせていただきます。

(事務局から、分科会資料5「地域懇談会について」に基づき説明)

藤野会長： ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご意見はございますか。

かなり、介護保険の方向的なものというか、具体的な質

問、意見が多かったようです。

今回の制度の改正の例えば負担が増えるとか、サービスについては2割負担になるとか、資産型も入ってくるとか、そういうことに対しては、何か質問はなかったですか。

事務局： 費用負担等に関しては、特に質問はなかったです。

藤野会長： まだ利用していない方も多いからですかね。

事務局： そうですね。先ほど申し上げた、財源的な心配というところがありましたが、直接自分たちで負担するということについてはなかったです。

松丸委員： 私は、1日目の勤労福祉センターのところに、1時間だけ参加させてもらいました。2回目、3回目の説明は変っているかもしれないですけど、この1回目の説明を、あそこに行って初めて聞いて、理解して、今回の制度改正に対して、こういうような計画にしてほしいという意見を言うのは、よっぽどの人でなければ難しいかなと思いました。

介護保険制度というのは、随分浸透してきているのだなという感じを受けました。ですので、全体に対しての意見をもらうのも、もちろんいいのですが、どこがどう改正されるのか、どこについて市民の人たちの意見がほしいのかというところを絞った中で意見をもらうというところもつくらないと、これを見て、本当に意見を言うというのは難しいかなと、私は個人的には感じました。今回は終わってしまったので、次にやるときには、もう少しその辺を考えて、意見をいただくことも考えた方がいいかなと思います。

横谷委員： 今の松丸委員の意見というのは、的を得た話だと思います。どうしても行政がやると、全般的に渡ってもれなくやろうというようなものがあるわけですが、恐らく介護保険制度については、厚労省あたりから一番先にリリースされるわけで、国会の記者クラブあたりから、痛烈な批判を交えた、財源が足りないのにどうするのだとか、それは要するに切り捨てではないのかとか、ただのたらい回し



事務局：

今回の地域懇談会、3回やらせていただきまして、第1回目のときに、これを見ろといっても、どこを見ていいかわからないし、意見も言えないというようなご意見を、たくさんの方からいただきまして、第2回目、3回目は、修正させていただきまして、骨子案の中から、一般介護予防の推進のところですか、あとは生活支援・介護予防サービスの基盤整備、コミュニティワーカーの問題ですとか、協議体の設置、地域ケアシステムの推進、それから、要支援の方は、今回大きな変更がありますので、その辺の介護予防、生活支援サービス事業、それと在宅医療・介護連携の推進、認知症施策について、最後に、地域包括支援センターを今回増設しますのです、その部分を取り上げて、全ての説明の後に、その部分について、詳しく説明をさせていただきました。

ちょっと1回目は、本当に寂しい限りだったのですが、2回目、3回目は、活発なご意見をいただきまして、特に3回目は、時間ぎりぎりまでご意見をいただけたので、最初のやり方は反省しております。

藤野会長：

国が示しているのです、ある程度その筋で進まなくてはならないですけど、そういう意見が活発に出ていただくというのは、恐らく、市川市としてはどうやるのかというところが、市民の方にはかなり関心があるということですね。そういうところをきちんと、国のやり方を変えるということもできないので、その中で、どうやるかというところを、きちんとアピールして、市民から納得していただくことですね。

あと、いかがですか。どうぞ。

戸村委員：

懇談会というのは、一般の方からコメントをいただくということですよ。松丸委員がおっしゃったように、どう変わったのか、何の意見をもらいたいのかということ、的を絞ってやりませんと、2回、3回目はだいぶ良くなったという話ですけども、何をコメントしてもらいたいのか、今度はこういうふうに変った、これに対して意見が欲しいというようなことを具体的に説明してあげればいいのか

ないかなと思いますけども。それで初めて懇談会、発表会じゃないから、そういうところに気をつけて進めていったらどうでしょうか。

藤野会長：                    ありがとうございます。よろしいですかね。  
                                  そういうことを踏まえて、次期の第7回以降の計画についても、懇談会などありましたら、最初の段階から、そういうことを踏まえてやっていただけたらなと思います。  
                                  ほかにご意見がないようでしたら、次第の2 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子案について、事務局のほうからご説明をよろしくお願いします。

## 2 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年～29年度）骨子案について

高齢者支援課長：            会議次第2の、市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、平成27年から29年度の骨子案についてご説明をさせていただきます。  
                                  この骨子案につきましても、これまでも皆さん方に審議を行っていただいているところでございます。前回の第3回審議会での意見を踏まえまして、内容の追加などをさせていただきます。担当よりご説明をさせていただきます。  
                                  よろしくお願いします。

（事務局から、分科会資料6「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～29年度）骨子案」に基づき説明）

藤野会長：                    ありがとうございました。  
                                  ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたら。どうぞ。

戸村委員：                    87ページに重点事業として、災害時要援護者名簿登録制度がございますね。これは今、名称が変わってまして、避難行動要支援者となっておりますよね。ですから、そういうところも踏まえて、そのままの名簿を持っていくのではなくて、災害時の要援護者とそれから避難行動要支援者、こ

の違いをはっきりさせた上で、もう一度、再登録してもらったほうがいいのではないかと思います。

これについては、ずっと前から重点項目に入っていて、その割には、まだ自治会との連携というのうまくできていない現状です。我々のほうも実際の要援護者を見て回りますと、元気な人で登録している人は結構多いです。災害でも自分で避難できるような方が、結構登録されている。

そういうところを見直して、今後は、避難行動要支援者というふうに名称も変わっているので、そこをはっきりした上で、再登録をされたほうがいいのではないかと。そういうことで、また自治会との連携を、もう少ししっかりやっていただきたいと思いますね。今は半分以上いっていますかね、自治会と。

事務局： 今、225自治会で、125で、55.6%です。

戸村委員： そうでしょう。まだ受け入れてくれていないところがある。個人情報の問題があったり、要援護者の支援となると、みんなビビっちゃうんですよ。そういう意味で、もっと具体的に自治会への説明をどんどんしていかないと、せっかくこういう制度をつかって、ただ登録制度をつくりましたよということで終わってしまうのでは何もならないですよ。行政は、それでいいかもしれないけど。

それをどうやって運営していくかというのが大事なので、そこを一つよく考えて今後進めてくれたら。名称はやはり今に合わせて、避難行動要支援者に変えていただいて、広報なんかで1回出して、もう一度登録し直したほうがいいと思いますね。

藤野会長： ありがとうございます。

このあたりは、数値目標を立てられないですかね。55%ありますし、パーセントでどれだけで、もうちょっと頑張って60%にしようかな、70%にしようかなという目標値は。

事務局： 従来は、数値目標を出していました。この名簿の自治会との取り交わしの数と、登録者数で数値化していたのですが、私たちは全225自治会、100%を目標としていま

すので、計画で、140、150 を目指すというのは、要するに100%を目指すということではないということでは違うと思えますので、あえて年次目標というのは、今回はうたわないような方向で、この事業としては考えています。

戸村委員：

やっぱりこういう制度があるでしょう、この間、台風18号が来ましたよね。市川市で初めて避難指示がでましたよね。これでびっくりしたのは、ケーブルテレビにも出ましたし、メールでも来て、市川市で826世帯、1,420何人に避難指示を出しましたと。その中に、例えば私は中山ですけど、中山地区とか入っているんですね。どこなのだと、指示を出したところは。

826世帯と書いてあるから、そこへ電話でも行っているのか、それから本人が知っているのかということで、危機管理課に電話したところ、どうもはっきりしない。どこががけ崩れで危険なのかというと、それは開発指導課がどうのこうのとか言って、わからないわけです。それで避難指示をどうやって出したのかと、826世帯。

広報車とかで、そのがけの上というか、危ないところを廻ったかということ、全くやっていない。何か無線でやったとかね。自治会に、どこのがけが危険だというのは、全然連絡がない。私は自治会の防災対策委員長をやっていますから、どこなのだと。

中山小学校に避難所が開設されましたと、ところが、行ったのは1組だけで、その近辺に新しく引っ越した人が、どんなものかとやってきたというのが1組だけ。これでは、出せばいいというものではないと、出すからには、どこが危険で、どの人がと、承知をしていないと、それは自主避難ですと、それなら勧告じゃないかと。指示というのはどういうことだという。いい経験になりましたと言っていますけども、その辺が、やっぱり具体性がなく、行政はただ出せばいいというものではないと思います。

恐らく皆さん、びっくりしているのではないかと思いますよ。これは千葉県の方から早目に、広島の問題、伊豆の問題があつて、早く出せということらしいので、行政の長の判断に委ねるということであつたらしいですね。船橋は出して

いないですよ。市川市は出ました。出たけど、出たらどうするのと。

我々が民生でやっています災害時要援護者、その方も避難指示に該当しているところにいらっしゃるのかどうかかわからないです。それは、高齢者支援課ですと。我々、今度は民生で独居の方もいらっしゃいますでしょう、これは地域福祉支援課ですが、そこに該当している人がいるかもしれない。その連携が行政の中で全くとれていないでしょう。

危機管理課のほう全部押さえているかと思ったら、そうじゃない。これは高齢者、これはあっち、一体どうするのと。もし動けない人がいたらどうするのと、誰に連絡すればいい。消防のほうに119番で連絡したら来てくれるのかと。民生委員が車イスを動かすなんていうことはできないから、じゃ、どこに連絡したらいいのですかと。そういうことも、ルートが全然できていない。

それで避難指示が出されたら、絶対わからないので、その辺ももう少し、災害時避難行動要支援者名簿登録制度をつくったら、それをどう運営していくかというのを具体的に、自治体と連携してやるのか、消防団とやるのか、どこがまとめてやるのかというのを、ルールをつくっておかないと、ただ出ただけに終わっちゃう。

万が一がけ崩れが起きたとしても、本人知らなかったらどうしようもない、そこ危険箇所でしたよと。危険箇所をあらかじめ言ってしまうと、その土地の価値が減るとか、そういう問題ではないです、死んでしまうのだから。その辺をもう少し、しっかりやっていただきたいなということです。

少なくとも自治会には、そういう危険箇所の連絡はないと。

高齢者支援課長：　今回、確かにおっしゃるとおり、典型的な縦割りになっていました。私どもの役割は、避難所の開設ですけれども、あらかじめ、がけ地の危ないところの下にお住まいの方の名簿というのは持っています、そこで要支援者登録をされている方の名簿も持っていますので、私どもが直接お伺いしました。

戸村委員： それ、行政でやっているのですか。

高齢者支援課長： ええ、それは。

戸村委員： 実際に行ったのですか。

高齢者支援課長： ええ。あと、先ほどの、どういう通知をしたかという、自治会全部じゃないです。今回はがけだったので、危ない地区だけに限って行っています。

戸村委員： 僕らは、全然来てないよ、中山地区って入っているけど。

高齢者支援課長： 街づくり部が、がけ地担当と言いましたけれど、私どもが避難所を開設した時点で、各世帯にお廻りして、開設しましたという連絡をしています。

戸村委員： それは、市川市で特別危険な箇所が7カ所あるという。

高齢者支援課長： そこです。

戸村委員： そこだけでしょう。そこに中山は入っていないです。入ってなくて、中山地区に避難指示を出したというのがおかしいです。7カ所なら7カ所と決めて、そこを出してくれないと。自治会に連絡あったかと聞いても、連絡事項がなかったです。

高齢者支援課長： その7カ所です。

戸村委員： でしょう。7カ所なら、7カ所ですとか、メールに入れるとか、中山地区だの、北方地区だの、地区でどんどん出すから、びっくりするよね。

我々もオロオロするから、文句はさんざん言いましたが、その辺をしっかりと、やっぱりやっていただきたいと思えますね。ぜひ、これは変えて、見直しをしていただきたいと思えます。

- 藤野会長： よろしくお願ひします。  
あとはいかがでしょうか。  
これは、具体的な数字を打っていないのは、ある程度100%を目指すので、もう出さなくてもということで、出していないということですね。
- 事務局： そうです。  
ただ、文章の中身を整理して、そこを目指すということは明確にしたいと。
- 藤野会長： そうですね、そのほうがいいかもしれないですね。  
今現在、このくらいの割合で、原則100%を目指すということで。
- 事務局： 用語については、避難行動要支援者ということでお話がありました。今はこの制度は災害時要援護者支援プランというプランがありまして、それに基づいてやっています。それを危機管理とか地域福祉支援課も合わせて、今見直しをやっているんで、それに合わせるタイミングで、用語は変更したいと考えています。ですので、今はこの名前を使っていますが、この次期計画が3カ年、来年度からですから、この計画の中では、どこかで名称を変えようと考えています。
- 戸村委員： その後の災害時要援護者名簿登録について、何も連絡がないと思います。広報にも載っていないし、ほかの人は知らないと思います、5年前、6年前に1回、ポンと出してね、手挙げ方式で元気な人を登録したあと、補充というのはほとんど知らないです。民生委員が訪問して、危ないなという人は、ぜひ登録してくださいと言って、登録されていますけれど、それ以外の方というのは知らないのではないのでしょうか。
- 事務局： 実際に、今の対象者というのも、例えば、要介護1から要介護5まで、介護認定されていれば全部対象であったりとか、障害者も重度であれば対象にしたりとか、実際には、

避難に困らない人たちも対象になったりとかしているのです。

戸村委員： これを自治会と提携して、自治会に支援してくださいということでしょう。元気な人は支援なくても済むわけ。だから、もう一度、そこを見直してください。

避難時に要支援の人を登録させて、その人を自治会とかそういうところで支援していくというのは、元気な人は支援しなくてもいいわけだから。ところが登録されています、なんて言うと、困っちゃうでしょう、自治会としても。

そこをよく理解するために見直してほしいなど。

藤野会長： そのあたりも含めて、ちょっと見直しを。

事務局： 地域にもまた説明に伺わせさせていただいて、周知もきちんとしていきたいと思います。

藤野会長： よろしくお願ひします。  
ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

松丸委員： 54 ページが、よく理解できないので教えていただきたいのですが、介護予防把握事業というのは、65 歳以上の方の全員を支援することは、やらないことにするのではないかという認識をしていましたが、まず、それをやるのですかということが1点です。

それから、重点事業のところですけど、介護予防普及啓発事業というのは、いきいき健康教室のことだけを言っているのかどうか。この介護予防普及啓発事業と、地域介護予防活動支援事業の違いが、よく理解できなくて、それで、この介護予防活動支援事業は、ボランティアの育成とか、研修、地域ケアシステムを行かした介護予防に携わる地域住民への支援を行いますということですが、研修会参加人数というのは、これはボランティアをつくった人数なのか、介護予防のために参加した住民の人数なのかということ、まず教えてください。

事務局： 介護予防把握事業につきましては、65 歳以上の方に基本

チェックリストを送付して、それをもとに介護予防対象者を把握していこうというような内容も含まれているようなことが掲載されているのですけれども、これにつきましては 27 年度は今までと同じような形で基本チェックリストを送付して、それに基づいて把握していくような事業を続けていきます。ただ、その方法は 27 年度で終わりの予定でして、28 年、29 年度につきましては、郵便局ですとか、開業医の先生ですとか、銀行ですとか、高齢者の方がたくさん集まるようなところに心配な方がいらしたら、地域包括支援センターに相談に行くようにご案内してほしいですとか、また地域包括支援センターにお声をかけていただくとか、民生委員さんもそうですけれども、そういった形で、住民の方から声を上げていただいて把握するような内容に変更していく予定です。それに伴いまして、27 年度の基本チェックリストを発送する際には、この辺の事業内容が変わりますので、そのことを盛り込んだお手紙を、併せて送付する予定です。

介護予防普及啓発事業につきましては、いきいき健康教室は、もちろん含まれますが、それが全てではなくて、行政がかかわって介護予防を進めていくような事業については、こちらに入ります。当初、行政がかかわって進めていたものが、地域の方々のご協力で、地域の方が主体となってやっていくようなものになっていった時点で、地域介護予防活動支援事業という形になっていきます。現在のサロン活動の中で介護予防に関係のある体操教室とかをやられているようなところもありまして、その体操教室が、例えば今は月 1 回だったものが、もうちょっと回数を増やしてとか、こういうようなメニューでやりましょうというような介護予防に関係するようなサロンに変わったら、それは地域介護予防活動支援事業という形になっていきます。

あとは、地域介護予防活動支援事業の研修会参加人数というのは、これはボランティアさんになっていただける方の参加人数となっております。実際に介護予防活動に参加された人数ではありません。まずはボランティアさんを育てていこうという考えです。

また、チェックリストですけれども、皆さんに発送して

返信していただくものについては、27年度で終わりですけれども、それでチェックリストは、もう一切終わりということではなくて、その後も心配な方については行政の窓口あるいは地域包括支援センター等でチェックリストを使ってやりとりをするようなものとしては残ります。

松丸委員：

介護予防把握事業についてはわかりました。そうしたら、今、回答されたような、27年のみだというようなことをここに書かれたほうが、わかりやすいのではないかと思います。国はやめる方向でいるのに、27年だけはやるということであれば、そのことをきちっと明記したほうがいいかなというふうに、まず思いましたので、それも検討していただければ、ありがたいです。

それから次の介護予防普及啓発事業のところは、すごく難しいけど理解はしました。それで、例えば国が示している、最初の何回かは行政がかかわって、その後、住民だけでやってください、ただし、そこで切り離してしまうと、自分たちだけでやるということは難しいので、評価だけは行政がずっと入ってやってくださいよと、こういう場合は、どちらに入るのでしょうか。

そこに行政がいくらかかわろうと、地域の人たちが最初からやっていて、そこでやろうと進めたものは地域介護予防活動支援事業に入れたほうがいいのではないかと思います。ただ、行政がかかわらないわけには絶対いなくて、最初の何回かは行かなくてはいけないし、評価にはずっと入っていくようにと国は示しているので、もしその方法で市川市もやるとすれば、最初から地域介護予防活動支援事業に入ったほうが、わかりやすいかなと思うので、行政がかかわる形になるとか、そういう振り分けじゃないほうが、わかりやすいかなと思います。

事務局：

今の地域介護予防活動支援事業は、行政とのかかわりが全く切れているわけではないです。行政が活動に対して補助を出したりとかしますのです。

藤野会長：               では介護予防把握事業については、全員に郵送するのが27年度のみとか、何かわかるように書いて、あと、このまま利用手続のほうにもチェックリストが載っているので、そういうところに置いて使うということであれば、そういうことも、地域でやっていますよということですね。

戸村委員：               ちょっといいでしょうか。57 ページのところに生活支援・介護サービスの体制整備というのがございますが、その中で教えてほしいのは、コミュニティワーカーと生活支援コーディネーター、これは同じ方ですか。どのような位置づけでしょうか。

事務局：               今、社会福祉協議会の中で市川市がコミュニティワーカーさんを委託していますが、地域福祉の専門家ということで地域住民の方の中に入って、例えばサロン活動の支援をしていただいています。今回、生活支援コーディネーターというの、地域の高齢者の方がどういった生活支援が必要なのかとか、地域の中でこういったサービスを提供してくれる団体があるよとか、そういったことを把握していただくというのが1つの仕事になっています。今回のコミュニティワーカーと生活支援コーディネーターが重なり合っている部分は多いです。

戸村委員：               生活支援コーディネーターというのは、新たに任命するのですか。

事務局：               新たにというか、移行するようなイメージで考えています。

戸村委員：               移行というのがわからないのですが、コミュニティワーカーというのが今、社協にいますよね。生活支援コーディネーターというのは各地区社協の中にいる福祉委員のことですか。

事務局：               そうではなくて、今、基幹福祉圏で中部、南部、北部で3人コミュニティワーカーの方が社会福祉協議会にい

らっしゃいますが、その方に名前はコミュニティワーカーのままですけれども、生活支援コーディネーターとしての役割も担っていただく。

戸村委員： 同一人物ということですね。

事務局： そうです。

戸村委員： コミュニティワーカーに括弧付けしてあればいいのだけれど、生活支援コーディネーターという名称で出てくるところもあるし、どういう役割をやるのかということが、ちょっとはつきりしないです。新たに増やすのかどうかということですが。

事務局： いえ、増やすということではなく同じ方に。

戸村委員： 従来のコミュニティワーカーさんですか。

事務局： そうです。

戸村委員： 今回、統括支援センターが4つになるから、1つ増えたということで、その人数だけ増えるのですか。

事務局： そうです。日常生活圏域に合わせて4人の方をお願いしたいというふうに考えています。

戸村委員： わかりました。その下の協議体の設置というのは、どういう協議体を設置するのですか。

事務局： 協議体というのは、その地域の中で、実際に高齢者の方がどういう生活支援をしてもらいたいかというところで、今度は、それを担っていただく事業者さんが必要になってくると思います。一つの例ですが、配食サービス、高齢者の方がお弁当を配達してもらいたいというときに、お弁当をつくるのはAの事業所だったらできるけれども、配達ができないという場合に、配達だったらBの事業所

ができますよというような形で。

戸村委員： 事業者団体との協議会ということですか。

事務局： そうです、事業者ごとに情報を連携していただいて。

戸村委員： 包括支援センター内に、今度は4つになりましたよね、そこで1つずつつくろうということですか。

事務局： 圏域ごとに1つずつ協議体を設置するということになるかと思います。

戸村委員： あんまり協議体、協議体というと、同じメンバーばかりでね、あんまり意味がないものだから。わかりました。

松丸委員： もう1つ、55 ページに、いきいき健康教室の参加者に対して、心身機能の変化を計測することにより、事業参加による効果を図り、検証をしますとあります。すごくいいことだと思うのですが、全部の教室で同じことをやっていないのに、効果を図って検証するとまで言っているのかなというところが、1つ疑問です。

これからやろうとしている地域介護予防活動支援事業の中には、評価は必ずついてきますから、そのことを評価するということにしたほうがいいのではないのかなと思います。その辺、ちょっと検討していただけたらいいなと思います。

藤野会長： これは、どのレベルの評価を考えていらっしゃるのですか。

事務局： ここは今年からやっているのですが、9月にまず、例えば歩行をゆっくりのスピードであったりとか、早歩きであったりとか、片足立ちだとか、そういう身体的な機能、まずそれを計測しています。12月にもう1度計測して、体操を始める前とやった後だったら、どのぐらい

体の変化が出るかというところを計測して、健康教室に参加したことによる効果的なものを出そうと。

何で、また9月にしたかという、8月はいきいき健康教室がお休みで、またリセットしてしまうような形で9月スタートしているの、スタートとおしまいということで心身的な効果が、そういった部分では計測できるかなということ。ただ、全部のところではなくて、20教室ぐらいですか、そのぐらいで今年はやっています。

松丸委員： 中身が同じでないとね、それを検証してというのは難しい。やっている中身はぴったりじゃないですよ。先生によって少し違うじゃないですか。

事務局： そうですね、教室の内容が。

松丸委員： それを検証というのは、参加したことで上がりましたというだけならいいのですけれど、その評価を本当にきちんとするならば、この運動をこれだけやってということを最初にきちっとしていないと、それを検証するというのは難しいのではないのかなと私は個人的には思います。心理的な面だとか、そういうのはできますけれど、運動効果をするのに、同じ運動をやってないのに検証するというのが、いいのかなという、そこだけです。

事務局： 基本パターンというのが必ずあって、あとは確かに、講師の先生によって、この部分を多めにとったりとか、若干の差があります。

松丸委員： やることはいいことですよ。例えば、国は今回、この運動をこうしろというスピードまで決めていますね。それをして、これをこれだけやったら、これだけの効果があるとエビデンスがあるものを持っているので、これを検証しましょうというふうに言っているのに、今、この時期に、計画にこれを載せるべきなのかということです。やることはいいことです。やって、検証して、みんなに

これだけ効果があったと広めるのはいいことですが、その前のところが、みんなバラバラなのに検証するという、そこを、きちんと検証してくださいと国が出したものじゃないもので、市川市は検証すると出していいのかなという、そういうふうに思いますね。ちょっと、そこは検討してください。

事務局： はい、わかりました。

藤野会長： 全体として、いきいき健康教室の運動が統一したものとしての評価というのと、それから教室ごとの効果というのも、もしかしたらあるのかもしれないね。だから、ここの教室は、こういうふうに行っているんで、うまくいくけど、この教室はあんまりという風に評価することになるかもしれないけど。ということになりますよね、今の話だとね。ここ、あんまり効果的じゃないから、ちょっと内容考えなきゃとかいうふうな。

松丸委員： そういうふうにするというのは、そうですね、いいですけど。

藤野会長： そこも含めて、ご検討いただくと、ありがたいなと思います。

戸村委員： 60 ページに相談体制の充実というのがありますね。これは、もう既に地区社協の市内 14 ヶ所の相談窓口ができあがっていますよね。私どもの東部地区では相談員はいますけども、まだできてないところがあるのでしょうか。

事務局： 既にできているのですが、継続したいというところで。

戸村委員： いや、体制作りに努めます、というのは、まだできていないところがあるのかな。もう既にでき上がって活動していますよね。それを、さらに充実していくというのか、あるいは例えば私どもの市川東部地区、これは相談の拠点で東部公民館で北方のほうですね。鬼高の人はどうするの

かと。そういう場所的な問題とか、もっと場所を増やすとかね、そういうことを検討していきますということならいいのだけれども、できあがっているものに、さらに体制作りというのは、どうでしょうか。

事務局： 今、しっかりしたお答えができないので、お調べしたいと思います。

藤野会長： 日常的には難しいですね、相談は、離れていたら。

横谷委員： 先ほど松丸さんの指摘されたところ、私も実は全く同じでして、だいたい話はわかりました。ただ、気になったのが2点ほどありまして、介護予防把握事業というのは、28、29年以降はいわゆる各所でゲートキーパーをさせようと、こういうことのようなのですよね。ゲートキーパーはそんなにすぐ機能するとも思えないので、むしろ、ゲートキーパーを育てることを、この前に差し込んでおかないといけないのかなということ、1つ指摘をしておきたいと思います。

それから、重なった話で恐縮ですけれども、松丸さんからご指摘のあった重点事業の同じ54ページ、55ページの2つ、普及啓発事業と予防活動支援事業、私も、同じじゃないかと思ったのですが、お話を聞いて、そういうふうに分けているということはわかりました。ただ、どちらかというと支援事業のほうに一本化してまとめたほうが経緯的にも、うまくいくのではないかなと。恐らく、市政戦略的な発想で見ると、そうすべきというような話になるのではないかと思うので、そういうことも、少し考えていただけたらどうかと思います。

というのも要するに、いきいき健康教室とか、お風呂屋さんでやっている体操ありますよね。介護保険が始まって、まだ予防介護というような概念はあったけれども、どうやっていいのかわからないような手探りの時代から、そうやって行政がやってきた事業があるわけですけれども、現実には、やってあげなきゃいけない人たちを、だいたい積み残したような状況があると思うので、もっと細やかにやれる地域でのNPOだとか、いろんな社会福祉団体であるとか、

こういうようなところに、むしろ事業予算を使って、それがうまく回るようにしていく。それが完全に機能するまでは、恐らく地域によって濃淡が出てしまうと思うので、それをカバーするような形で、いきいき健康教室なんかも、もちろん進めていくと。どちらかという、軸足はもう少し民間事業のほうに寄せる方向で進めていって、その補完として、行政は民間がやり切れないところのフォローをするみたいな、そういった取り組みにしてはどうでしょうか。結構、やると予算かかるのですよね、場所の確保とかね。だから、こういうような予算のことでもって、どんどん全体のパイを締めちゃうわけにはいかないでしょうから、全体のパイはそのままに何とか確保しながら、こっこのほうに軸足を置いて、予算を回していくというような、何かそんな工夫みたいなことを、28、29年で、もう一步踏み込んでできればいいのかなと。どうしても恐らく、それぞれ事業ごとに財政が予算をつけているような状態だから、今、1つにまとめてしまうと予算が無しになってしまうところもあるから、気をつけないといけないですけどね。ちょっとそんなことを感じましたので、申し上げておこうと思います。

以上です。

事務局：                   ありがとうございます。

戸村委員：                ちょっと教えていただきたいのですが、78 ページに地域包括支援センターがありまして、その重点事業の中に、委託型地域包括支援センターの評価を行うと。委託型地域包括支援センターというのは、今の在支とか、ああいうところですか。

事務局：                   先の介護予防のいきいき教室ですが、現在、いきいき健康教室が 105 教室で、そのうち 5 がお風呂のミニデイセンターということでやっております。横谷委員がおっしゃられた、地域に軸足を移してというのはそのとおりで、その方向で進めていきたいと思っております。今は、実際に 105 の教室を動かしていますが、これまでは充実させていくという

ことで数を増やしておりました。来年度以降は、数を増やすということは考えておりません。なるべく、事業者のほうでできることはやっていってまいります。ただ、先ほど委員さんもおっしゃったとおり、どういうものを行政がやらなくてはいけないかということは、まだはっきりとは分かりませんが、地域でなかなか賄い切れない、例えば体がかかり介護に近い方がやっているとか、どうしても行政がやらなくてはいけないものは行政がやって、地域でできるところは地域のほうでやる。あまりにも数が多いので、地域のほうでも今後、例えばサロンも含めて、どれぐらいそういった教室的な介護予防がやっていけるのかというのは、今は未知数なので、来年度以降、地域資源の確保という形で掘り起こして、どういったところが、どういうことができるのかということ把握していくその中に、いきいき健康教室の今後のあり方ということも含まれると思います。

藤野委員：                    ありがとうございます。

事務局：                    戸村委員から質問のありました78ページの地域包括支援センターの機能強化と相談窓口の充実ですけれども、この内容の表現については、地域懇談会の中でわかりづらいというようなご意見もありましたので、今後変えていく予定です。現在、地域包括支援センターが4カ所、市内にありまして、中部と南部の2カ所が直営、残りの2カ所が委託型の包括で、あんしん大柏とあんしん市川駅前になります。また、在宅介護支援センターが11カ所ありますものを、来年の9月末で改変する予定にしておりますので、これまで地域に密着した形で活動していただいておりますので、在宅介護支援センターにできれば地域包括支援センターになっていただきたいと考えております。相手方の意向を確認した上でになりますけれども、11カ所、地域包括支援センターになっていただくと。それ以外の現在の2カ所の委託包括はそのまま残ります。

直営の2カ所ですけれども、在宅介護支援センターが来年10月以降に地域包括支援センターになった時点で、直営

の包括支援センターは廃止する形になります。在宅介護支援センターが11、委託の包括支援センターが2、全部で13ありますけれども、南部を2つに分けて、14プラス1で15に地域包括支援センターを増設していく予定ですので、この2カ所につきましては今後、意向確認を行う予定です。

直営の包括につきましては後方支援という形で、委託型の包括支援センターの困難事例ですとか、転院要望の事例ですとか、虐待事例等を一緒に考えたり、お手伝いさせていただいたりしていく予定です。

戸村委員： 介護認定者のところを回っていく仕事は、在宅介護支援センターが従来やっていますよね。

事務局： それは、地域包括支援センターでやらせていただきます。在宅介護支援センターはなくなります。

戸村委員： なくなって地域包括支援センターの中に入っていくという。一体になるわけですか。

事務局： 地域包括支援センターが今の在宅介護支援センターで行っている業務の一部をもらい、地域包括支援センターとしての業務を行っていきます。エリアが小さくなりますので、自分たちのエリアは相談窓口として、どのような方がお住まいになっているのか把握を含めまして地域包括支援センターが行うことになります。

戸村委員： 例えば市川東部の場合ですと、清山荘とホワイト市川がありますでしょう。そこが在支になっていますけれど、その担当者の方が介護認定者というところを回って歩いている、そういうことというのは従来どおりにやる？

事務局： 今、エリアが地区社協のエリアに合っていない形になっていますので、社協のエリアに地域包括支援センターをつくれます。

戸村委員： 見直していくと。それがよく分からないので。

事務局： 東部は 80 ページの地図の⑩番が市川東部になりまして、現在、このエリアの大半が清山荘の在宅介護支援センターになっております。

戸村委員： いや、鬼高のほうはホワイト市川。

事務局： 鬼高はホワイト市川ですが、鬼高、田尻、高谷、原木、二俣がホワイト市川で、ほとんどのエリアは清山荘が担っていますので、二俣地区はホワイト市川さんに地域包括になっていただけないかということでお願いしてありまして、残りの鬼高以外の東部は、鬼高を含めた形で清山荘にやっていただけないかということで、もうお声をかけているところです。1つの地区社協に1つの包括センターになります。

戸村委員： そういう意味ですか、わかりました。具体的になりましたら、また教えてください。

知久委員： 60 ページのボランティアの養成・登録・活用に、さまざまな媒体を利用したPR強化を図りとありますが、やはり若い人たちを、どんどん取り込んでいったほうがいいのかと思うので、ボランティア募集というと、広報ですとか図書館ですとか公民館とか、なかなか若い人たちが行かないような場所が多いのかなと思うので、もしできたら、駅ビルとかイオンの中のような、若い人たちが足を運ぶようなところで軽い気持ちでできるようなボランティアの募集をしようか。どうしても、1回参加するとずっとその後、出なきゃいけないのではないかなとか、しばらくお休みしたいというのを言いづらいのではないかなという先入観があるので、本当に少しの間だけでもできますよというようなお知らせですとか、そういうのをわかりやすく説明してもらえると興味がわくと思います。

事務局： 貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

藤野会長： 若い人と年配の人の行動範囲が違うので、その辺も含めてご検討いただきたいと思います。

松丸委員： 在支が27年9月で終了して、27年10月からは15カ所の包括になる、でいいですか。

事務局： はい。

松丸委員： それで、基幹型包括支援センターの設置はいつですか。

事務局： 10月です。

松丸委員： 一緒。基幹型は何ヶ所ですか。

事務局： 1カ所か2カ所かは検討中です。

藤野会長： これは基幹型が1カ所で、あと14個の委託型？

事務局： 15の委託型です。基幹型は特定の地区は持たずに全体を支援する形になります。

松丸委員： 基幹型が支援するというのが1から2。

事務局： はい。南部は生かしますので、例えば基幹型は1だとしても、南部に職員はもちろん配置させていただいて、南部地区の支援は行います。

藤野会長： 南部は生かすというのは、南部は今も直営ですよ。

事務局： 直営が今、市役所内に中部地域包括支援センター、行徳支所内に南部地域包括支援センターがございまして、それぞれの行政の場は、そのままそこに職員を置きますので、基幹型を1つにするか、2つにするかは今、検討中ですが、1つになったとしても南部のほうにも職員を配置し、中部から出向くのではなく、すぐに対応できるような体制は考

えております。

藤野会長： 地域包括が増えるのはよろしいかなと思いますけど。ただ後方支援をしっかりといただかないと、虐待ケースとか委託では対応できない問題が常にあります。行政の権限というか、そういうもので対応せざるを得ないものがたくさん出てきますので、しっかりと後方支援をしていただきたいなと思いますね。

横谷委員： 実際に動いてみないと分からないとは思いますが、私の理解だと二俣は今、企画部が防衛庁官舎跡地を何にしようかというのが、既にいろいろ話があるのではないかなと思います。だから、あの手は何になるかによっては、随分構想が変わると思います。多分、恐らく市川市内で残された開発余地のある場所というと塩浜と二俣と、もう2つしかないと思うのですね。しかも、かなり大規模な土地です。これが住居系を含むようなものの開発となるのか、どういうふうに進めていくかによって変わると思うのですが、仮に住居系の混在するようなものになったときには、もしかすると市民の増加がものすごいボリュームになっちゃう。これが、逆に流通系で進むということになれば、もう、ほとんどつけ足しで、あってもなくても同じような場所になっちゃうと、こういう大きな違いがありますので、この辺のところにも、ちょっと注目しながら考えてもらう方がいいんじゃないかと思います。

戸村委員： 来年から生活困窮者支援法が施行されますよね。これについては、この計画の中には全然入らないものですか。

高齢者支援課長： 生活保護は、高齢者に限りませんので。

戸村委員： これは高齢者の計画となっていますけれども、ということは、やはり市川市の福祉計画のほうになりますか。

事務局： そっちだと思います。

戸村委員： 全体の中で、論ずるものであると。ただ、生活困窮者に高齡者がいたら。

事務局： まあ、そうですね。

藤野会長： 当然、入ってきますよね。

戸村委員： 確かに若い方で子どもを抱えている方の生活困難者とか多いのですけども、年寄りも多いので、そういうのが必要なんじゃないかな。

松丸委員： そうですね。ただ、生活困窮者を自立させていこうということが根本にあるので。

戸村委員： そうですね、自立支援法ですものね。

松丸委員： はい。どちらかといいますと高齡者というよりは、もうちょっと若い人たちに、きちんと職を見つけて、丁寧にケアをして自分で自立していってもらおうということなので、もちろん高齡者の中にも困窮者はいらっしゃいますが、自立支援を助けるというのは、もうちょっと若い人たちに焦点が当たっているような気がして、もう少しやっていく中で、先が見えてきたら、また高齡者の中では、そういうものをどうやっていこうというふうに位置づけていくことができる時代が来るかもしれないけれど。

戸村委員： そうですね、65歳から高齡者ですからね。

松丸委員： そうですね。ただ、今の段階では、どういう人がどのぐらい相談に来るのか、体制はどうしていくかというのが、はっきりしていないので、今回ではなくて、もし見えてきた時点で載せるとすれば、次期計画ぐらいで考えてもいいのかなというふうに思いますね。

藤野会長： 対象をやっぱり就業などに持っていきますからね、高齡者はなかなか難しい部分もありますしね。

- 松丸委員： 障害のある人もですね。
- 事務局： そうですね、障害とか。
- 事務局： 先ほどお見せした、こちらの地域包括ケアシステムのイメージ図につきましても、ご意見いただけたらと思いますが、どうでしょうか。
- 藤野会長： 地域包括ケアシステムのイメージについて、いかがですかね。
- 戸村委員： 絵はすごくいいですね、このとおりできたら一番いいですよ。これは連携していくようになっていますけれども、介護関係は割と連携がとれていると思いますが、医療関係は連携というのは今、とれているのですか。これからとっていこうとしているのですか。
- 事務局： 在宅医療介護連携推進事業は計画にもお載せしているのですが、実は市川市は24年度から国のモデル事業を行っていきまして、これを行う中で医師会の先生方とも会合を設けてみたり、あとは病院の相談員さんを一同に介して、困ったケースを地域でどういうふうに支えたらいいのかというような話し合いも既に始めております。十分かといいますと、まだ不足している部分がありますので…。
- 戸村委員： 例えば、通院、入院は歩いていけますが、訪問医療なんているのは、実際やられているのですか。
- 事務局： 訪問診療もやってらっしゃる先生が、だいぶ増えてきています。
- 横谷委員： 医師会にもあるのですよ。在宅の支援センターがあるのですね。そこと連携してやっているのですよ。
- 戸村： やっているのですか、そうですか。

事務局： これは、病院の入院のベッド数も限られているなか、高齢者が増えて、それだけの方が入院できるかといいますと、そういったことは難しい中で、急性期の治療は病院で受けたとしても、大半の療養生活は在宅で送られるような形に今後なってきますので、そういった場合に訪問診療が当然必要になってきます。そういったことから、もっと推進していかなければいけないので、今回の計画に入れました。

藤野委員： あと、イメージ図について何かありますか。これだともう、地域包括が中心として在宅を支えていくということですよ。委託の場合も、きちんと専門職をきちんと配置できるようにするわけですよ。

事務局： そうですね。配置できるように今、在支に意向確認などに回っているところですが、専門職の配置をお願いしています。

藤野会長： 分かりました。

松丸委員： すごく分かりやすくなっていると思いますね。1つ言うなら、連携、連携というのが2段になっているところが、こことここが連携しているのだったら、こことここは連携するのは当たり前だから、これを消したらすっきりするかなと思ったりもしますけど。

事務局： わかりました。

藤野会長： あとは何か出ていないような社会支援などはないですか。大丈夫ですか。

横谷委員： こういう絵ですから、あまり細かいことは。

藤野会長： そうですね。こんな感じでよろしいですかね。

横谷委員： コンビニチェーンなんか、見守りに随分進出しようとして  
いますよね。

藤野会長： では、こういう絵に差し替えさせていただくという  
ことでよろしいですね。

いろいろ貴重なご意見ありがとうございました。ほかに何か  
よろしいですか。

ないようでしたら、その他について事務局、よろしくお  
願いします。

事務局： 本日は貴重なご意見をいただきまして、誠にありが  
うございました。今後につきましては、次回は12月3日  
水曜日の13時30分から、第6回目の分科会を開催させ  
ていただきたいと思います。次回の分科会では介護  
サービス量の見込みなどを加えた最終的な骨子案を提示  
させていただきたいと思います。お待ちしております。

藤野会長： 場所はここですか。

事務局： 郵便局の通りをずっと上がっていった教育会館で予定  
しておりますので、よろしくお願いいたします。また、  
分科会の開催については、後日送付をさせていただきます。  
よろしくお願いいたします。

松丸委員： これで終わり？

事務局： 分科会は以上でして、その後、12月21日に社会福祉審  
議会がございます。12月3日に審議いただいたものを、  
ここに提示させていただきたいと思います。そこで見て  
いただいて、1月の二十何日かに社会福祉審議会がありま  
す。ですから次回が分科会、その後、審議会、審議会と  
いう形で計画をつくりたいと思っております。よろしく  
お願いします。

藤野会長： それでは、よろしいでしょうか。なければ、以上をも  
ちまして平成26年第5回市川市高齢者福祉専門分科会を

終了させていただきます。お疲れさまでした。